

第3期 長久手市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)

1. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

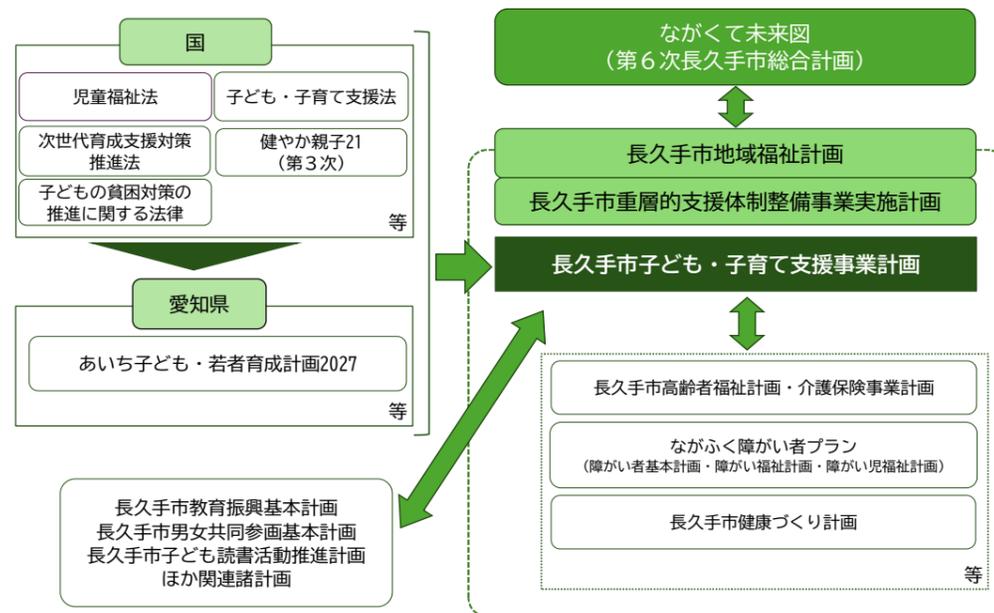
また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策」を含めます。

さらに、国の「健やか親子21（第3次）」に基づく「母子保健計画」として位置づけるほか、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「ながくて未来図（第6次長久手市総合計画）」を最上位計画、「長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、本市の「ながふく障がい者プラン」、「長久手市高齢者福祉・介護保険事業計画」、「長久手市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図るものとしします。



2. 計画期間

子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
総合計画		第6次総合計画（ながくて未来図）													
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画		第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画					第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画								
子ども・子育て支援事業計画		第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画								
重層的支援体制整備事業実施計画							重層的支援体制整備事業実施計画			第2次重層的支援体制整備事業実施計画					
高齢者福祉計画・介護保険事業計画				第9次高齢者福祉計画		第8期介護保険事業計画		第9期高齢者福祉・介護保険事業計画			第10期高齢者福祉・介護保険事業計画				
障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画		第3次障がい者基本計画		第4次障がい者基本計画			第5次障がい者基本計画		第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画		
		第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画		第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画	
		第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画		第4期障がい児福祉計画							
健康づくり計画		第2次健康づくり計画						第3次健康づくり計画							

### 3. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定します。

#### (1) 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、条例に基づく機関であり、学識経験者、子どもの保護者、福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」を設置し、これらの会議において審議を行います。

#### (2) 計画策定の方法

##### ① 前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後を引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況等を検証し、その評価を行います。

##### ② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「子育てに関するアンケート調査」を行いました。

##### ③ パブリックコメントの実施

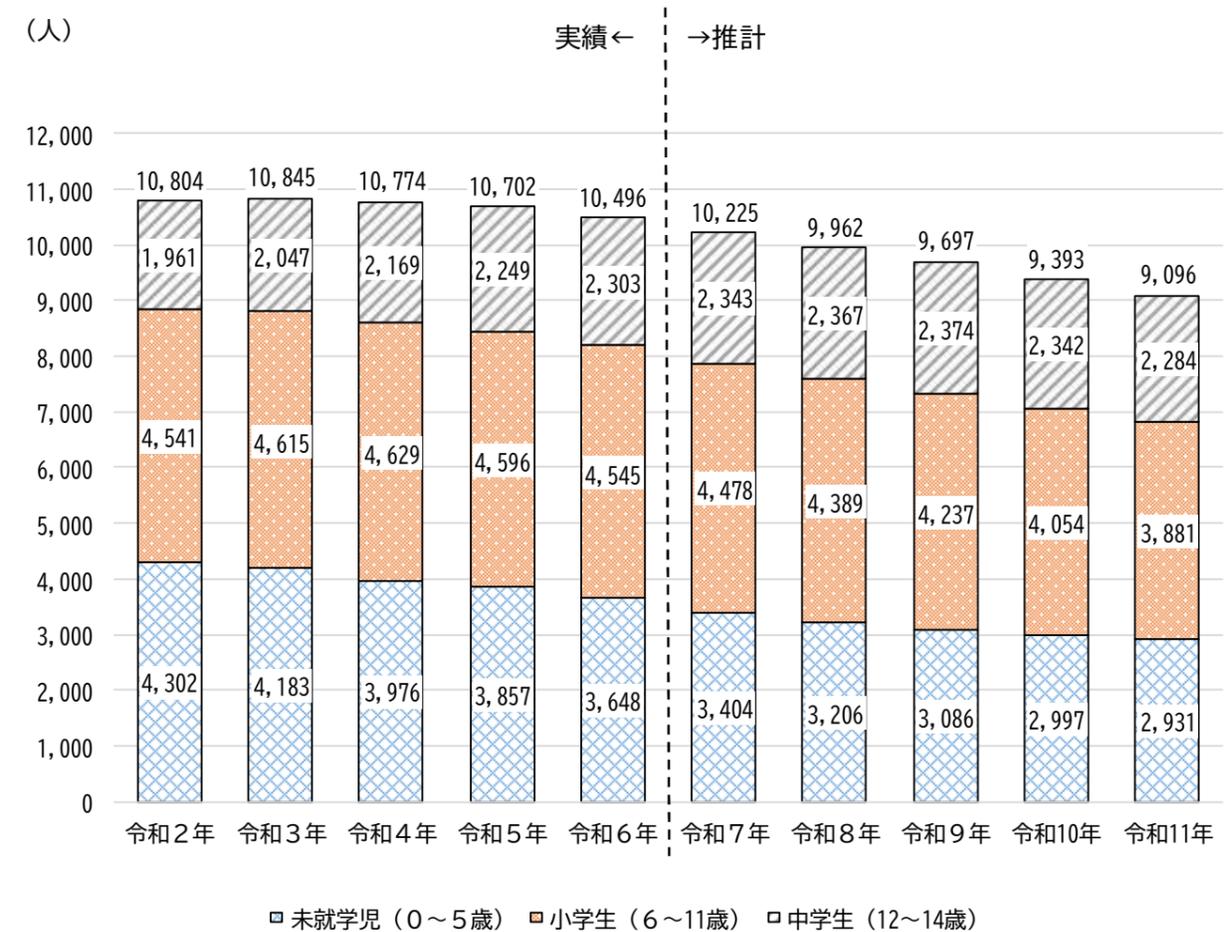
計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めます。

### 4. 統計からみた長久手市の現状と推移

#### (1) 児童数の推移・推計

本市の0～14歳の児童数の推移をみると令和3年以降減少傾向にあり、特に未就学児の減少が続いています（図表2-3）。

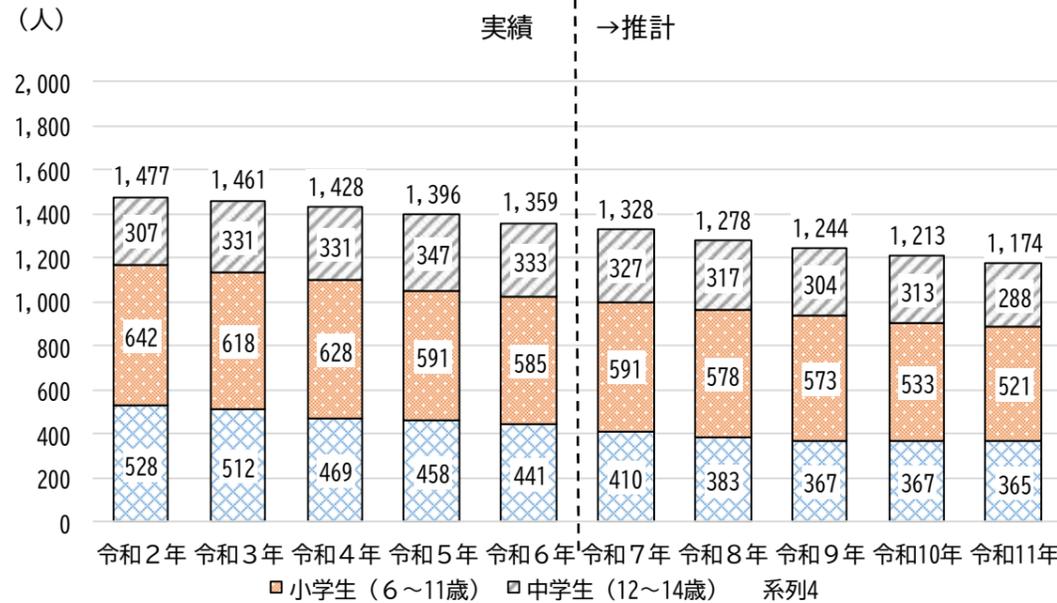
児童推計をみると、令和7年以降も減少を続ける見込みであり、未就学児、小学生は引き続き減少していくことに加え、令和9年以降は中学生も減少に転じることが予測されます。



(2) 小学校区別の児童数の推移・推計

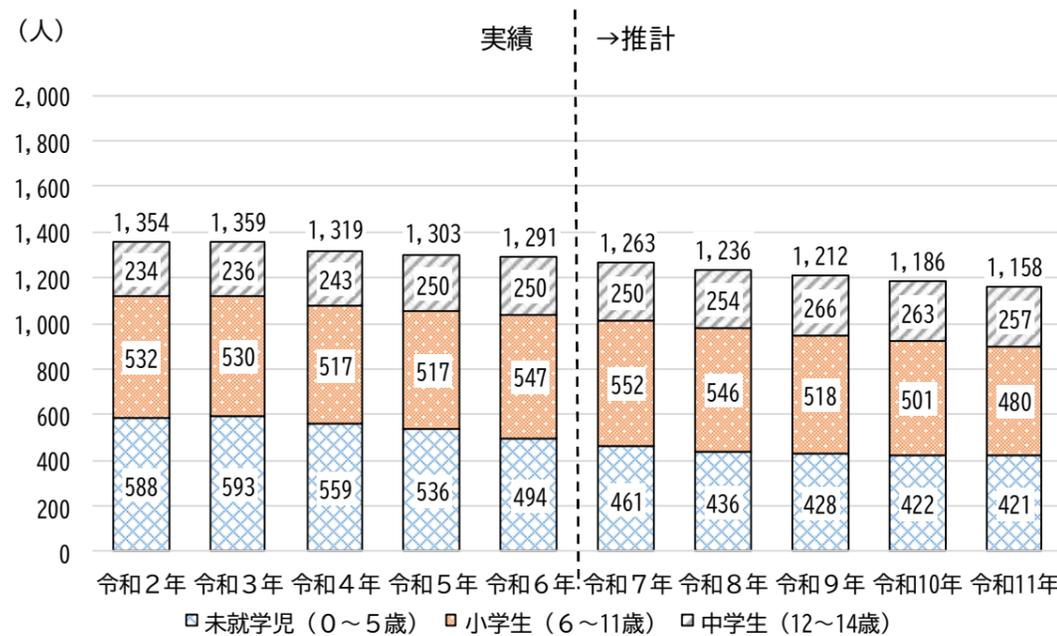
① 長久手小学校区

長久手小学校区の0～14歳の児童数の推移をみると令和2年以降減少が続いており、令和6年では1,359人となっています（図表2-3-1）。児童推計をみると、令和7年以降も未就学児、小学生、中学生もいずれも減少を続ける見込みであり、計画最終年の令和11年には1,174人となることが予測されます。



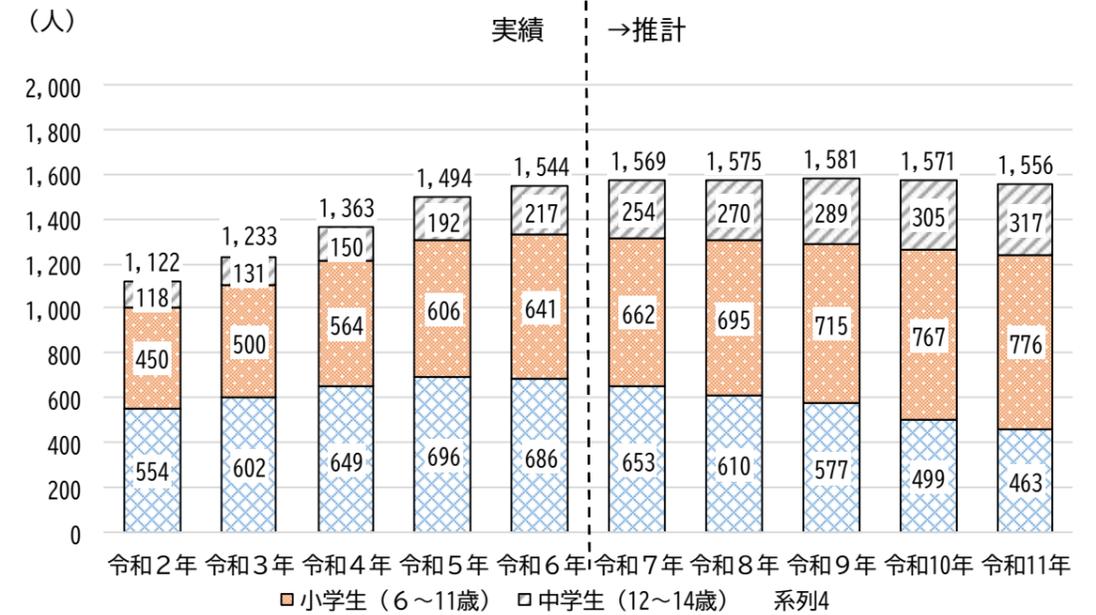
② 西小学校区

西小学校区の0～14歳の児童数の推移をみると令和3年以降減少が続いており、令和6年では1,291人となっています（図表2-3-2）。児童推計をみると、令和7年以降、未就学児、小学生が減少を続ける見込みであり、令和9年以降は中学生も減少に転じ、計画最終年の令和11年には1,158人となることが予測されます。



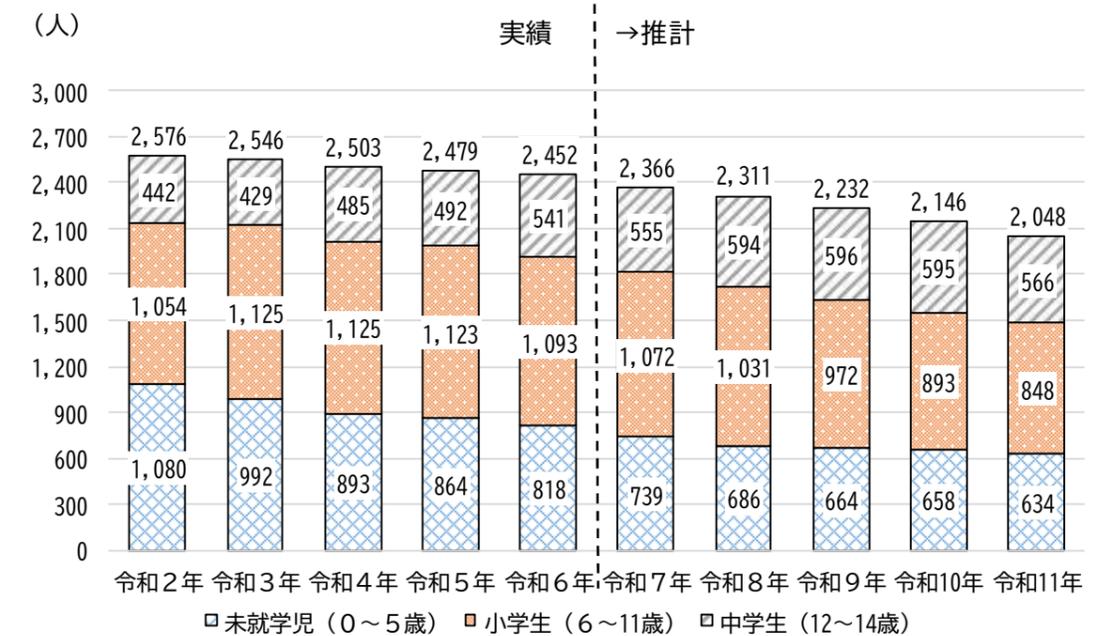
③ 東小学校区

東小学校区の0～14歳の児童数の推移をみると令和2年以降増加が続いており、令和6年では1,544人となっています（図表2-3-3）。児童推計をみると、令和7年から令和9年にかけて増加を続けますが、令和9年以降は減少に転じ、計画最終年の令和11年には1,556人となることが予測されます。また、年少人口は令和7年以降減少を続ける見込みです。



④ 北小学校区

北小学校区の0～14歳の児童数の推移をみると令和2年以降減少が続いており、令和6年では2,452人となっています（図表2-3-4）。児童推計をみると、令和7年以降、未就学児、小学生が減少を続ける見込みであり、令和9年以降は中学生も減少に転じ、計画最終年の令和11年には2,048人となることが予測されます。



## 5. 計画の基本理念等

### (1) 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援施策の充実に関する方向性を定めた事業計画です。

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施の時期を定め、切れ目のない支援による本市の子育て環境を充実していくとともに、本市に住む子どもたちの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現され、子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

このため、本計画の推進にあたっては、前計画の取組を継承・発展させつつも、子どもの健やかな成長にむけた取組や保護者への子育て支援といった各種施策を一層推進していくため、“子どもがすくすく育つまち ながくて”を新たな基本理念として定めます。

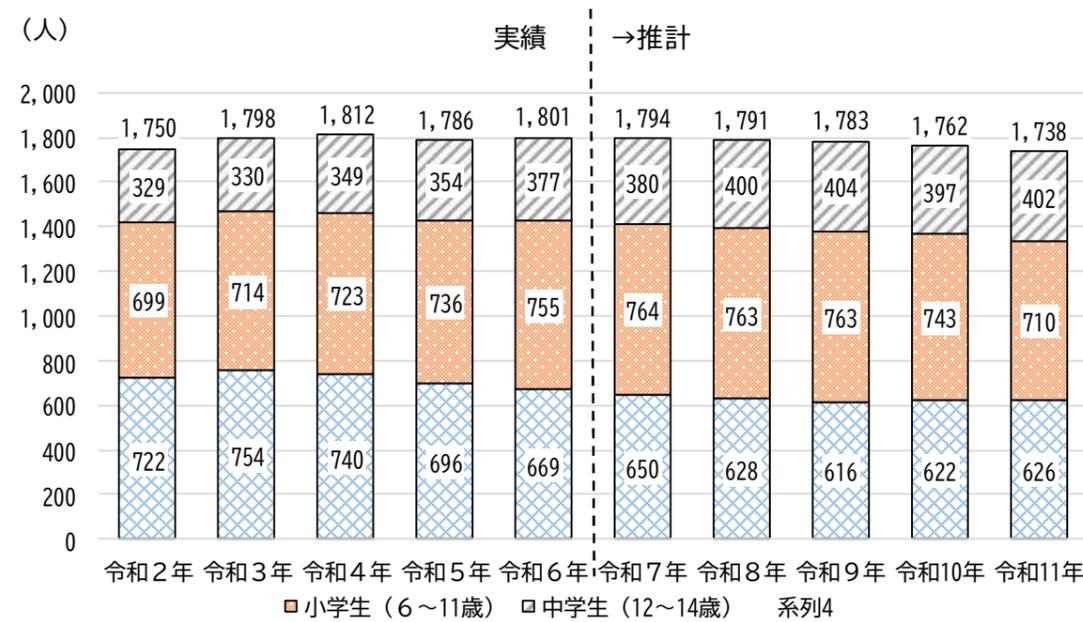
#### ◆基本理念



### ⑤ 南小学校区

南小学校区の0～14歳の児童数の推移をみると令和2年以降増減を繰り返しており、令和6年では1,801人となっています（図表2-3-5）。

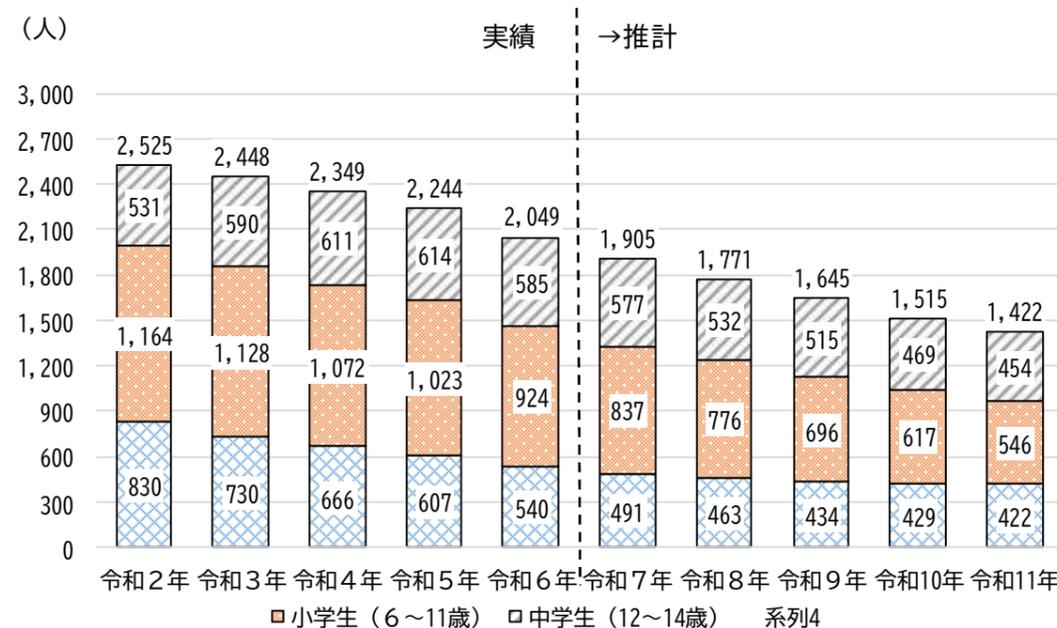
児童推計をみると、令和9年以降減少傾向に転じ、計画最終年の令和11年には1,738人となることが予測されます。



### ⑥ 市が洞小学校区

市が洞小学校区の0～14歳の児童数の推移をみると令和2年以降減少が続いており、令和6年では2,049人となっています（図表2-3-6）。

児童推計をみると、令和7年以降も未就学児、小学生、中学生もいずれも減少を続ける見込みであり、計画最終年の令和11年には1,422人となることが予測されます。



(2) 基本目標

本計画の基本理念である“子どもがすくすく育つまち ながくて”を実現するにあたって、以下の4項目を基本目標と定め、各種施策を推進していきます。

基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

子どもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスを充実します。

基本目標2 子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため情報提供・相談体制の充実を図るとともに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた支援を充実します。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

子どもを産み育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。

特に、子どもを安心して産み育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域の繋がり希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに取り組みます。

(3) 施策体系

